

令和6年第3回（9月）三郷町議会
定例会・会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令 和 6 年 9 月 1 3 日	
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場	
開 会 (開 議)	令 和 6 年 9 月 1 3 日	午 後 1 時 3 0 分 宣 告 (第 2 日 目)
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代 3番 南 田 善 紀 6番 南 真 紀 8番 奥 山 一 臣 10番 伊 藤 勇 二 12番 辰 己 圭 一	2番 吉 村 今 日 子 4番 先 山 哲 子 7番 高 田 好 子 9番 木 口 屋 修 三 11番 澤 美 穂
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 こ ども 未 来 創 造 部 長 環 境 整 備 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 総 務 課 長 企 画 財 政 課 長	木 谷 慎 一 郎 池 田 朝 博 大 西 孝 浩 加 地 義 之 辰 巳 政 行 坂 田 達 也 安 井 規 雄 渡 瀬 充 規 平 川 貴 治 川 合 孝 悟 寺 林 秀 明
本会議の職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長 議 会 事 務 局 主 任	ウ ェ ゼ ル 雅 子 武 田 千 晶

令和 6 年 第 3 回 (9 月)

三郷町議会定例会議事日程 (第 2 号)

令和 6 年 9 月 1 3 日

午後 1 時 3 0 分開議

日 程

- 第 1 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 2 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 3 承認第 9 号 令和 6 年度三郷町一般会計補正予算 (第 2 号) の専決処分について
- 第 4 認定第 1 号 令和 5 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 2 号 令和 5 年度三郷町下水道事業会計決算の認定について
- 第 6 認定第 3 号 令和 5 年度三郷町水道事業会計決算の認定について
- 第 7 議案第 4 7 号 令和 6 年度三郷町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 8 議案第 4 8 号 令和 6 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 9 議案第 4 9 号 令和 6 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 0 議案第 5 0 号 令和 6 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 1 議案第 5 1 号 令和 6 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 2 議案第 5 2 号 令和 6 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 3 議案第 5 3 号 令和 5 年度三郷町水道事業会計に係る資本剰余金の処分について
- 第 1 4 議案第 5 4 号 令和 5 年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 1 5 議案第 5 5 号 三郷町防災基金条例の制定について
- 第 1 6 議案第 5 6 号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について
- 第 1 7 議案第 5 7 号 三郷町福祉保健センターの設置等に関する条例の一部改正について
- 第 1 8 議案第 5 8 号 三郷町国民健康保険条例の一部改正について

- 第 1 9 議案第 5 9 号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 2 0 議案第 6 0 号 令和 5 年度ごみ中継施設建設工事請負変更契約の締結について
- 第 2 1 議案第 6 1 号 令和 5 年度（繰）三郷中学校屋内運動場等空調設備工事請負契約の締結について
- 第 2 2 議案第 6 2 号 三郷町道路線の認定について
- 第 2 3 議案第 6 3 号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について
- 第 2 4 議案第 6 4 号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 第 2 5 議案第 6 5 号 奈良広域水質検査センター組合の解散について
- 第 2 6 議案第 6 6 号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について
- 第 2 7 議案第 6 7 号 負担付き寄附の受納について
- 第 2 8 議案第 6 8 号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

開 議 午後 1 時 3 0 分

〔開議宣告〕

議長（辰己圭一） 皆さん、こんにちは。

地方自治法第 113 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

〔付託案件に対する委員長報告〕

議長（辰己圭一） 日程第 1、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から、日程第 27、「負担付き寄附の受納について」までを一括議題とします。

これより委員長報告を行います。去る 4 日の本会議におきまして、各委員会に付託しました案件につきまして、審査の結果の報告を求めます。

〔総務建設常任委員会〕

議長（辰己圭一） 総務建設常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

総務建設常任委員会、高田好子委員長。

委員長（高田好子）（登壇） 総務建設常任委員会のご報告を申し上げます。

去る 9 月 7 日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託を受けました議案等の審査の結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、9 月の 5 日、6 日に委員会を開会し、付託されました同意案件 1 件、承認案件 1 件、認定案件 1 件、議決案件 8 件、報告事項 5 件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「同意第 1 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、全会一致をもちまして、原案どおり同意することに決しました。

次に、「承認第 9 号、令和 6 年度三郷町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分について」、歳入 関連部分、歳出（款）2. 総務費は、全会一致をもちまして、原案どおり承認することに決しました。

次に、「認定第 1 号、令和 5 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入 関連部分、歳出（款）1. 議会費、（款）2. 総務費（（項）3. 戸籍住民基本台帳費を除く）、（款）4. 衛生費、（項）1. 保健衛生費、（目）1. 保健衛生総務費、（項）2. 環境衛生費、（項）3. 清掃費、（款）5. 農林業

費、(款) 6. 商工費、(款) 7. 土木費、(款) 8. 消防費、(款) 10. 災害復旧費、(款) 11. 公債費、(款) 12. 諸支出金、(款) 13. 予備費、特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、し尿浄化槽管理特別会計は、一部反対がありましたので、採決の結果、賛成多数をもちまして、原案どおり認定することに決しました。

また、「議案第47号、令和6年度三郷町一般会計補正予算(第3号)」、歳入関連部分、歳出 (款) 2. 総務費、(項) 1. 総務管理費、(目) 1. 一般管理費、(目) 14. 企画費、(款) 7. 土木費、(款) 8. 消防費、繰越明許費、信貴山下駅周辺整備基本構想策定支援業務、防災トイレカー購入は、一部反対がありましたので、採決の結果、賛成多数をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「議案第48号、令和6年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3号)」、「議案第49号、令和6年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算(第1号)」、「議案第55号、三郷町防災基金条例の制定について」、「議案第56号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について」、「議案第60号、令和5年度ごみ中継施設建設工事請負変更契約の締結について」、「議案第62号、三郷町道路線の認定について」、「議案第67号、負担付き寄附の受納について」につきましては、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「報告第5号、令和5年度惣持寺地区調整池整備附帯工事請負契約の契約金変更に係る専決処分の報告について」、「報告6号、令和5年度三郷町の財政の健全化判断比率について」、「報告第11号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」、「報告第12号、令和5年度ふるさと寄附金について」、「報告第13号、寄附の受け入れについて」は、それぞれ報告を受けました。

以上が、付託を受けました議案等の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして、委員会の報告といたします。

令和6年9月13日
総務建設常任委員会
委員長 高田好子

〔文教厚生常任委員会〕

議長(辰己圭一) 次に、文教厚生常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員会、先山哲子委員長。

委員長（先山哲子）（登壇） 文教厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る9月4日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案等の審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、9月10日に委員会を開会し、付託されました諮問案件1件、承認案件1件、認定案件1件、議決案件8件、報告事項2件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。1日で審査が終了したため、11日は休会といたしました。

その結果、「諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、全会一致をもちまして、適任と答申することに決しました。

次に、「承認第9号、令和6年度三郷町一般会計補正予算（第2号）の専決処分について」、歳入 関連部分、歳出（款）3. 民生費は、全会一致をもちまして、原案どおり承認することに決しました。

また、「認定第1号、令和5年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入 関連部分、歳出（款）2. 総務費、（項）1. 総務管理費、（目）11. 諸費、（項）3. 戸籍住民基本台帳費、（款）3. 民生費、（款）4. 衛生費、（項）1. 保健衛生費、（款）6. 商工費、（項）1. 商工費、（目）2. 商工振興費、（款）9. 教育費、特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計は、一部反対がありましたので、採決の結果、賛成多数をもちまして、原案どおり認定することに決しました。

次に、「議案第47号、令和6年度三郷町一般会計補正予算（第3号）」、歳入 関連部分、歳出（款）2. 総務費、（項）1. 総務管理費、（目）11. 諸費、（款）3. 民生費、（款）9. 教育費、債務負担行為補正追加、放課後児童クラブ運営業務委託、「議案第50号、令和6年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、「議案第51号、令和6年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第52号、令和6年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、「議案第57号、三郷町福祉保健センターの設置等に関する条例の一部改正について」、「議案第58号、三郷町国民健康保険条例の一部改正について」、「議案第59号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」、「議案第61号、令和5年度（繰）三郷中学校屋内運動場等空調設備工事請負契約の締結について」につきましては、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決するこ

とに決しました。

次に、「報告第9号、三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について」、「報告第10号、公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について」は、それぞれ報告を受けました。

以上が、付託を受けました議案等の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして、委員会の報告といたします。

令和6年9月13日
文教厚生常任委員会
委員長 先山哲子

以上でございます。

〔上下水道特別委員会〕

議長（辰己圭一） 次に、上下水道特別委員会の審査の結果の報告を求めます。

上下水道特別委員会、木口屋修三委員長。

委員長（木口屋修三）（登壇） 上下水道特別委員会のご報告を申し上げます。

去る9月4日の本会議におきまして、上下水道特別委員会に付託されました議案等の審査の結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、9月9日に委員会を開催し、付託されました認定案件2件、議決案件6件、報告事項2件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「認定第2号、令和5年度三郷町下水道事業会計決算の認定について」、「認定第3号、令和5年度三郷町水道事業会計決算の認定について」は、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり認定することに決しました。

また、「議案第53号、令和5年度三郷町水道事業会計に係る資本剰余金の処分について」、「議案第54号、令和5年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、「議案第63号、奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について」、「議案第64号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更について」、「議案第65号、奈良広域水質検査センター組合の解散について」、「議案第66号、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について」は、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「報告第7号、令和5年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について」、「報告第8号、令和5年度三郷町水道事業会計に係る資金不足の比率につ

いて」は、いずれも報告を受けました。

以上が、付託を受けました議案等の審査の結果であります。議員各位の同意をよろしくお願いいたしまして、委員会の報告とします。

令和6年9月13日
上下水道特別委員会
委員長 木口屋修三

以上でございます。

議長（辰己圭一） 以上で、各委員会の審査の結果報告を終結します。

各委員会に付託しました案件につきまして、慎重審議を賜り、大変ご苦労さまでございました。

〔委員長報告に対する質疑・討論・採決〕

議長（辰己圭一） それでは、これより順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1、「同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長の報告のとおり、固定資産評価審査委員会委員、住所 生駒郡三郷町立野南3丁目1番46号、氏名 高田駿氏、生年月日 昭和62年1月10日の選任に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（辰己圭一） 全員起立です。ありがとうございます。ご着席ください。したがって、本案は委員長の報告のとおり同意されました。

日程第2、「諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、先山哲子委員長の報告は適任であります。

本案は、委員長の報告のとおり、人権擁護委員、住所 生駒郡三郷町城山台1丁目3番3号、氏名 山本訓世氏、生年月日 昭和34年1月27日を入権擁護委員の候補者として適任であると認めることについて、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(辰己圭一) 全員起立であります。ありがとうございます。したがって、本案は委員長の報告のとおり適任と答申することに決定いたしました。

日程第3、「承認第9号、令和6年度三郷町一般会計補正予算(第2号)の専決処分について」を議題とし質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、各委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり承認されました。

日程第4、「認定第1号、令和5年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

まず、本案に対する反対の方の発言を許可します。

2番(吉村今日子) 議長。

議長(辰己圭一) 吉村議員。

2番(吉村今日子)(登壇) 「認定第1号、令和5年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」の反対討論を行います。

まず、一般会計決算についてです。一般会計決算の一番の問題点は、同和行政がきっぱりと清算されていないことです。民間運動団体である部落解放同盟が主導する人権保育研究会、部落解放研究全国集会、人権啓発研究集会などへの公費による職員の参加や、三郷町人権保育研究会への補助金を実施されました。また、同和対策をいまだに引きずったふれあい交流センターでのふれあい交流センター相談事業や、継続的相談援助事業、高齢者ふれあい交流会などの事業が実施されました。同和行政はきっぱりと廃止すべきです。よって、一般会計決算の認定については、反対です。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計決算についてです。この事業は同和対策事業の一つとして実施され、宅地の購入、住宅の新築など、資金を貸し付ける

事業でしたが、不動産取得のための貸付金であるにもかかわらず、事業実施当初から抵当権の設定が十分なされないなど、事業そのものが大変ずさんなものでした。2023年度の決算で、貸付残債権残高は約2億7,000万円ですが、ほぼ全額が滞納、不良債権となっています。累積赤字は1億7,852万8,000円となっており、いずれ税金で穴埋めしなければなりません。住民が負担することになるのです。公費で穴埋めした不納欠損の累計額は、7,612万4,591円。また、既に2005年には、一般会計から3億円投入しています。このような会計を認めるわけにはいきません。よって、この決算には反対です。

次に、三郷町国民健康保険特別会計決算についてです。国保税は、2018年度から、財政運営が県に移行し、県は2024年度から県下で統一保険税率にするとし、町は県から提示される統一保険税率にするために、2022年度から3年間連続して毎年4%弱値上げするとして、2023年度も値上げがされました。

国保の最大の問題点は、あまりにも高く、払うのが大変ということです。全国知事会も言っているように、国が1兆円投入して、協会けんぽ並みに引き下げるべきです。

また、2023年度の予算編成時には、町の国保会計の財政調整基金は、2億5,765万4,000円あり、基金を活用して高い保険税を据え置くべきと予算に反対いたしました。値上げされ、それが執行された決算なので、この決算には反対です。

次に、後期高齢者医療特別会計決算についてですが、この保険制度は75歳以上の別枠の保険に囲い込み、高い保険料の負担と医療の抑制を押しつける最悪の制度であり、制度そのものに反対です。廃止して、少なくとも元の老人保健制度へと戻すべきと考えています。制度そのものに反対であり、この決算の認定には反対です。

以上のことから、「認定第1号、令和5年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定」について反対いたします。

議長（辰己圭一） 次に、賛成の方の発言を許可します。

9番（木口屋修三） 議長。

議長（辰己圭一） 木口屋議員。

9番（木口屋修三）（登壇） 議長のお許しをいただきましたので、「認定第1号、令和5年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」、賛成する立場

で討論いたします。

まず、一般会計の中で、同和事業対策事業は、三郷町では同和問題の早期解決を図るために、憲法、教育基本法、そして昭和44年以来33年の長きにわたり特別措置法に基づいて、対象地域の人々の生活安定、向上及び差別の解消を目指し、環境改善、産業対策、社会福祉対策、民間運動団体の連携などの事業を積極的に推進しております。

また、特別措置法の失効後の平成14年度からは、主な事業の主体である同和行政、同和教育から、人権行政、人権教育の事業へとかじを切り、一般対策事業として、心理的な面の解決に向け、同和問題を人権問題の重要な柱と捉え、人権、同和教育等、人権啓発のより一層の充実を進めてまいりました。

また、この間、税の特別措置法措置、国民運動団体との連帯、連携等の事業については、引き続き実施しておりますが、この結果、住環境の分野、心理的な面においても、その成果としては、全体的に解消へと進展し、町民の同和問題に対する理解も進む中、一方ではインターネットにおける特定個人の不特定者の特定者を対象とする誹謗中傷等の表現など、差別的な動機が見られることが明らかになっております。偏見や差別に基づいた行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるもので、決して許されるものではありません。

このことから、それぞれ実施している集会についても、差別を許さないまちづくりに寄与され、差別のない明るい社会に向けて尽力されている会であり、協議会でもあります。その活動を後押しする意味で、この事業には必要であると考えております。今後も、誰もがお互いに人権を尊重し合えることを目指し、行政施策を公正に公平な立場で進めていっていただきたいと思っております。

以上のことから、一般会計決算の認定については、賛成といたします。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計についてでございますが、この制度は、歴史的、社会的理由により、生活環境の安全向上を阻害されてきた地域の環境改善を図るため、当該地域の住民に対し、一般金融機関より緩和した条件、つまり所得要件、抵当権、低金利などで貸し付けを行うことにより、これらの地域の住宅の改善を図り、住民の福祉増進に寄与することを目的とした特例的にできた国の制度であります。昭和40年代から、国の市町村住宅新築資金等貸付制度の助成が開始され、この三郷町においても、昭和44年度から1件を除いておおむね平成8年度まで、住宅改修、宅地取得資金、新築資金の貸し付けを行ってきま

した。この事業によって、地域の環境は目まぐるしく変貌を遂げ、安全で安心して暮らせるようになりました。

しかしながら、借受人等が事故やけがで職を失ったり、高齢化や死亡、生活困窮などにより、長期間の滞納も発生しております。滞納者に対しては、町の担当課の職員がこれまで何度も足を運んでいただき、納付相談や納付督促により、自主償還に取り組んできたほか、平成17年度からは、奈良県住宅新築資金貸付金回収管理組合と連携しながら、本事業の貸付金の回収を進めて精いっぱい努力をされてこられました。来年度から奈良県住宅新築資金等貸付回収管理組合が解散することになっておりますけれども、引き続き資金回収に努めていただきたいと思います。

また、借受人が死亡や破産、生活困窮等により、償還が困難であり、保証人からの償還も困難であると認められる場合など、一部の滞納者にとっては、国の認定を受け、回収不能助成金を受領しております。もともと国がつくった制度とはいえ、町の税金ですので、債権の回収、物件の売却等で、たとえ1円でも多く回収可能があるのであれば、今これを止めるわけにはいかないと思っております。

残債件数は、3資金で87件ありますが、回収の強化に努力していただきたいと思います。

以上のことから、賛成をいたします。

次に、三郷町国民健康保険特別会計の決算についてですが、国民健康保険制度は昭和36年度に創設され、62年という長きにわたり、国民皆保険、そして住民の健康を支えてまいりました。

しかしながら、近年は、被保険者の高齢化、職業形態の変化、医療の高度化に伴う医療費の上昇は、国民健康保険を取り巻く状況は厳しいものとなっております。昭和30年度から都道府県が財政運営の主体となり、市町村と共同で事務の効率化や医療の適正化に取り組んでおります。

なお、本町の国保財源は、令和5年度決算、実質収支額で4,359万9,679円の黒字。財政調整基金残高2億4,213万7,681円と、安定した財源状況となっております。

また、保険税率については、国民健康保険運営協議会の答申に基づき、令和6年度奈良県統一保険率に向け、税率が急激な上昇とならないよう、令和4年度から3分の1ずつ引き上げるようになっており、適切であると考えております。

国民健康保険は、被保険者である町民にとって、重要な役割を担っている制度であることから、今後においてもさらなる保健事業の充実に向け取り組んでいただき、健全な財政運営により、より一層努力されることを要望いたしまして、賛成といたします。

また、後期高齢者医療特別会計の決算についてでございます。後期高齢者医療制度の財源は、約 5 割を国や自治体からの公費、約 4 割を現役世代からの支援金、そして約 1 割を後期高齢者の保険料で担っております。

厚生労働省によりますと、支援金は、平成 22 年度に現役世代 1 人当たり約 4 万 4,000 円でしたが、令和 2 年度には 1.5 倍近い 6 万 3,000 円まで上昇をしております。このままでは、団塊の世代が 75 歳以上になり始めた令和 4 年度以降、さらに令和 7 年度には、全員が後期高齢者となり、現役世代の負担がより一層重たくなるおそれがあります。今までの給付が高齢者、負担は現役世代が中心という従来の社会保険の構造の見直しが課題でありましたが、一昨年 10 月から約 2 割負担の導入は、高額医療費制度や施行 3 年間、外来受診の負担を抑える特別配慮措置を設けた上で、現役世代の負担を抑える制度があります。厚生労働省はこの制度導入により、令和 7 年度には、年間 830 億円の現役負担を軽減できると見込んでおります。国民皆保険を持続可能にするためには必要なものと理解しております。

後期高齢者医療にとって大事な時期を迎えることから、今後は医療、介護保険のデジタル化などを進めながら、病気や介護の予防につながる施策の充実を図り、さらなる円滑な運営をお願いし、賛成といたします。

以上のことから、「認定第 1 号、令和 5 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」は、賛成討論といたします。

以上でございます。

議長（辰己圭一） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、各委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（辰己圭一） 挙手多数であります。したがって、本案は各委員長の報告のとおり認定されました。

日程第5、「認定第2号、令和5年度三郷町下水道事業会計決算の認定について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会、木口屋修三委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6、「認定第3号、令和5年度三郷町水道事業会計決算の認定について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会、木口屋修三委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7、「議案第47号、令和6年度三郷町一般会計補正予算（第3号）」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、各委員長の報告は可決であります。

本案は、各委員長の報告のとおり決定することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第8、「議案第48号、令和6年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計

補正予算（第3号）」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第9、「議案第49号、令和6年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、「議案第50号、令和6年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、先山哲子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告の通り決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、「議案第51号、令和6年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、先山哲子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、「議案第52号、令和6年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、先山哲子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、「議案第53号、令和5年度三郷町水道事業会計に係る資本剰余金の処分について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会、木口屋修三委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、「議案第54号、令和5年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会、木口屋修三委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、「議案第55号、三郷町防災基金条例の制定について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、「議案第56号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、「議案第57号、三郷町福祉保健センターの設置等に関する条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、先山哲子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、「議案第58号、三郷町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、先山哲子委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、「議案第59号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、先山哲子委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20、「議案第60号、令和5年度ごみ中継施設建設工事請負変更契約の締結について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21、「議案第61号、令和5年度（繰）三郷中学校屋内運動場等空調設備工事請負契約の締結について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、先山哲子委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり

可決されました。

日程第22、「議案第62号、三郷町道路線の認定について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23、「議案第63号、奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会、木口屋修三委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24、「議案第64号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会、木口屋修三委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25、「議案第65号、奈良広域水質検査センター組合の解散について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会、木口屋修三委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26、「議案第66号、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会、木口屋修三委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27、「議案第67号、負担付き寄附の受納について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

[閉会中の継続調査]

議長(辰己圭一) 日程第28、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、三郷町議会会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

[町長閉会の挨拶]

議長(辰己圭一) それでは、町長から閉会の挨拶がございます。

町長(木谷慎一郎) 議長。

議長(辰己圭一) 木谷町長。

町長(木谷慎一郎)(登壇) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日から本日までの10日間にわたり、本定例会に提出いたしました案件につきまして、慎重審議の上、それぞれ同意、認定、承認、可決賜り、誠にありがとうございました。

会期中、議員各位から賜りました貴重なご意見やご提案につきましては、今後の町政のさらなる発展に反映させてまいりたいと考えております。どうか今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

さて、9月も中盤に差しかかりましたが、台風やゲリラ豪雨など大雨による被害が連日全国各地で発生しております。本町では、令和4年度から整備工事を実施しておりました惣持寺地区の調整池が今年7月に完成いたしました。先日議員各位にもご視察いただきましたが、内水を貯留するために地下に造られた調整池には、約1万6,500立方メートル、25メートルプールにして46個分もの雨水をためることができ、これまで本町が長年悩まされてきました、大雨や台風による家屋の浸水被害の抑止に大きく寄与するものと考えております。

また、先月8日に、宮崎県日向灘でマグニチュード7.1を記録した地震が発生し、南海トラフ地震が発生する可能性が高まっているとして、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されました。これは日頃から地震に備えを再確認するとともに、地震が発生したらすぐに避難するための準備をしておくために呼びかけられたもので、本町といたしましても、改めて災害への備えを再確認し、いざというときに万全の体制で迅速に対応できるように取り組んでまいります。

さて、本日午前中の全員協議会におきまして、官製談合再発防止検討委員会の

中間報告をさせていただきましたが、詳細の内容の整理も必要なことから、外部委員の方々の貴重なご意見を参考にしながら、二度と同じ過ちを繰り返すことのないように、しっかり検討を重ねまして、方向性の確定、体制の強化に努めてまいりますので、議員各位のご協力を引き続き切にお願い申し上げます。

徐々には朝晩過ごしやすい気温となってまいりました。また、日中は35度を超える真夏日が続く異例の暑さとなっております。議員各位におかれましては、くれぐれも体調管理にご留意いただきまして、引き続きご活躍をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶をさせていただきます。ありがとうございました。

〔閉 会〕

議長（辰己圭一） これで会議を閉じます。

それでは、これをもって令和6年第3回三郷町議会定例会を閉会します。

皆様、どうもご苦勞さまでございました。

閉 会

午後2時25分

〔会議録署名〕

会議の経過を記載して、その相違なきことを証するためここに署名する。

議 長

番

番